



安全データシート

化学品の名称 : PPS シート(AV タイプ)
作成日 : 2025 年 12 月 12 日
改定日 :

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : PPS シート (AV タイプ)
提供者の会社名称 : 積水化学工業株式会社 環境・ライフラインカンパニー
住所 : 〒105-8566 東京都港区虎ノ門 2-10-4
オークラプレステージタワー22 階
担当部門 : 管路更生事業部
電話番号 : 03-6748-6494
FAX番号 : 03-6748-6565
緊急連絡先 : 03-6748-6494
推奨用途及び使用上の制限 : 本製品は、建築・土木用樹脂（業務用）である。
その用途以外へ使用しないこと。

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

物理化学的危険性 : 「分類できない」または「区分に該当しない」
健康に対する有害性
急性毒性（経口） : 国連GHS 区分 5
皮膚腐食性／刺激性 : 区分 2
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 : 区分 2A
皮膚感作性 : 区分 1
生殖細胞変異原性 : 区分 2
発がん性 : 区分 1
生殖毒性 : 区分 1
特定標的臓器毒性（単回ばく露） : 区分 1（中枢神経系）
区分 2（肝臓）
区分 3（気道刺激性、麻酔作用）
特定標的臓器毒性（反復ばく露） : 区分 1（中枢神経系、末梢神経系、聴覚器、視覚器、呼吸器、肝臓）

環境に対する有害性

水生環境有害性 短期（急性） : 区分 2

上記で記載がない危険有害性は、「分類できない」または「区分に該当しない」に該当する。

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語

: 危険

危険有害性情報

: H315 皮膚刺激

H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

H319 強い眼刺激

H341 遺伝性疾患のおそれの疑い

H350 発がんのおそれ

H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

H370 中枢神経系の障害

H371 肝臓の障害のおそれ

H335 呼吸器への刺激のおそれ

H336 眠気又はめまいのおそれ

H372 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、末梢神経系、
聴覚器、視覚器、呼吸器、肝臓の障害

H401 水生生物に毒性

注意書き

: 【安全対策】

P201 使用前に取扱説明書を入手すること。

P202 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

P260 粉じん／煙／蒸気を吸入しないこと。

P264 取扱後は手および眼をよく洗うこと。

P270 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

P271 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。

P272 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

P273 環境への放出を避けること。

P280 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

【応急措置】

P302+352 皮膚に付着した場合：多量の水で洗うこと。

P304+340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢
で休息させること。

P305+351+338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

P308+311+313 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡して
診察／手当てを受けること。

P312+P314 気分が悪いときは、医師に連絡して医師の診察／手当てを受けること。

P332+313 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。

P333+313 皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。

P337+313 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。

P362+364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

【保管】

P403+233 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

P405 施錠して保管すること。

製品の保管は遮光シートで密封し、換気良好な冷暗所で施錠して保管すること。

【廃棄】

P501 内容物／容器は都道府県知事の許可を得た専門の廃棄物処理業者に業務委託して廃棄すること。

使用上の注意 : 本製品は太陽光あるいは紫外線により急速に硬化する為、取扱い時は事前に施工要領書を十分に理解して、使用すること。

健康に障害を与えるおそれのある物質を含有しています。

取扱いは換気の良い場所で行い、飲み込んだり、蒸気の吸入をしないこと。

取扱い中は適切な保護眼鏡・保護マスク・保護手袋等を着用し、取扱い作業等は火気のない所で行うこと。

取扱い後は、手洗い・うがい及び鼻孔等の洗浄を十分に行うこと。

GHS分類に関係しない又はGHSで扱われない他の危険 : 本製品は可燃性固体のため、堆積した粉じんが多量に飛散した場合、着火源が存在すると粉じん爆発の恐れがある。

有害性

重要な徴候及び想定される : 知見なし

非常事態の概要

その他国内法令によって表示が求められる事項 : 消防法（危険物）：危険物に該当しないが、指定可燃物（可燃性固体類）に該当する。

毒物及び劇物取締法：非該当

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

化学名又は一般名 : —

慣用名又は別名 : PPSシート（AVタイプ）

成分及び濃度又は濃度範囲 : 下記の成分配合は、強化補強繊維であるポリビニルアルコール繊維を除いた組成配合量を表示している。

| 化学名又は一般名 | 化学式 | CAS番号 | 濃度又は濃度範囲(%) | 官報公示整理番号* |
|----------------------|--|------------|--------------------------------|-----------------------|
| ウレタンアクリレート樹脂 | 社外秘 | 社外秘 | 30 ~ 50 | 社外秘 |
| ビスフェノール系ビニルエステル樹脂 | 社外秘 | 社外秘 | 5 ~ 20 | 社外秘 |
| スチレン | CH ₂ =CHC ₆ H ₅ | 100-42-5 | 25 ~ 45 35% (中央値) 管理幅がある | 化審法 : 3-4 安衛法 : |
| メタクリル酸メチル・メタクリル酸共重合物 | (C ₅ H ₈ O ₂ ·C ₄ H ₆ O ₂) _x | 25086-15-1 | 8 ~ 12 | 化審法 : 6-580 安衛法 : |
| フタル酸ジアリル | C ₁₄ H ₁₄ O ₄ | 131-17-9 | 5 ~ 10 7.5% (中央値) 管理幅がある | 化審法 : 3-1325 安衛法 : |
| 光重合開始剤 | 社外秘 | 登録済 | 社外秘 | 登録済み |

* 官報公示整理番号（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律及び労働安全衛生法にかかる公示番号）

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 医師に連絡すること。
 呼吸が困難な場合には、新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で、毛布などで保温して安静にさせること。
 呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合 : 直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。
 多量の水と石鹼で洗うこと。
 汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。
 医師に連絡すること。
- 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
 医師に連絡すること。
- 飲み込んだ場合 : 無理に吐かせず、水で口の中を洗い、直ちに医師の手当てをうける。
 嘔吐が自然に起こった場合は、気管への吸入が起きないように身体を傾斜させること。
- 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状 : 知見なし

- 応急措置をする者の保護に必要な注意事項 : 作業の際は、必ず適切な保護具を着用し処置を行う。
二次災害を防止するため、被災者を救助する際に有害物質への高濃度ばく露が予想される現場や、酸素欠乏が予想される閉鎖空間においては、有効な呼吸用保護具や適切な保護具を着用して、十分に注意しながら救助にあたる。
- 医師に対する特別な注意事項 : 医師に暴露物質名、防護の為の注意を通知する。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 粉末消火剤、二酸化炭素、乾燥砂、土、一般の泡消火剤を用いる。
- 使ってはならない消火剤 : 棒状注水は、火災を拡大させるおそれがある。
閉鎖空間での二酸化炭素消火器の使用は酸欠の恐れがあるので注意すること。
- 火災時の特有の危険有害性 : 火災時に刺激性および、または、一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物等の有害性ガスや蒸気が発生する。
- 特有の消火方法 : 初期の火災には、粉末消火剤、二酸化炭素、乾燥砂、土、一般の泡消火剤を用いる。
大規模火災の場合には、散水、水噴霧または泡消火剤などを用いる。
周辺火災の場合には、周囲の設備などに散水して冷却する。
危険でなければ、移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
消火後も大量の水を用いて十分に容器または製品を冷却する。
- 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置 : 消火作業の際には、有害なガスを吸い込まないように自給式呼吸器等の保護具を着用し、風上から消火作業を行う。
化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 作業の際は、必ず保護具（『8. 暴露防止措置及び保護措置』の項を参照）を着用し、風上から作業する。
適切な保護具を着用していないときは、破損した容器あるいは漏出物に触れないこと。
関係者以外の立ち入りを禁止する。
すべての着火源を取り除く（近傍での喫煙、火花や火災の禁止）。
密閉された場所は換気する。
製品への着火・発火に備えて、消火用機材を準備する。
- 環境に対する注意事項 : 本製品は、太陽光や雨が直接当たらないように保管するため、環境に対する影響はない。

- 封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 漏洩物は、清浄な容器に回収する。その後、漏洩場所から安全な位置に移動させる。
- 漏出物を取り扱うときに用いる容器、設備等は接地する。
- 二次災害の防止策 : 着火性・引火性があるので、火気厳禁とする。
- 付近の着火源を速やかに取り除き、着火した場合に備え消火器を準備する。
- 河川、下水溝、排水路、海洋等への流出を防ぐ措置を行う。回収容器は覆いを行い、散乱を防止する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 本製品は太陽光あるいは紫外線により急速に硬化する為、取扱い時は事前に施工要領書を十分に理解して、使用すること。
- 『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- 『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。屋内で使用する場合、全体換気または局所排気装置を設置し、作業環境を許容濃度以下に保つ。
- 吸い込んだり、眼、皮膚に触れないように、適切な保護具を着用する。
- 安全取扱注意事項 : 火気厳禁。
- 引火しやすいため、火気、火花を発生するものや、高温点火源を付近で使用しないこと。喫煙厳禁。
- 本製品は可燃性固体のため、堆積した粉じんが多量に飛散した場合、着火源が存在すると粉じん爆発の恐れがあるため、多量の粉じんが堆積しないように適宜取り除く。
- 人体からの静電気放電に注意すること（静電服または静電安全靴等を着用すること。また、容器を接地すること）。
- 眼、皮膚との接触を避けること。蒸気を吸入しないこと。
- 容器をみだりに転倒させ、衝撃を加え、または引きずる等の乱暴な取扱いをしないこと。

| | |
|--------------|--|
| 接触回避（混触禁止物質） | ： 熱、火花、裸火、高温のものから遠ざけること。 スパーク、裸火、高温熱源、摩擦、衝撃および静電気放電等を避ける。 酸性、アルカリ性、過酸化物と一緒に保管しないこと。 『10. 安定性及び反応性』を参照する。 |
| 衛生対策 | ： 作業中は、飲食・喫煙をしないこと。 取扱い後は、よく手及び眼を洗うこと。 染された作業衣は作業場から出さないこと。 汚染された作業衣を再使用する場合は、洗濯すること。 |
| 保管 | |
| 安全な保管条件 | ： 遮光シートで製品を密封し、直射日光を避け、通気の良い冷暗所で、 施錠して保管すること。 危険物施設に保管し、酸化性物質等と一緒に保管しないこと。 熱、火花、裸火、高温のものから遠ざけること。 付近に火気、熱源となるものを近づけないこと。 避けるべき保管条件および混触禁止物質については、『10. 安定性及び反応性』を参照すること。 |
| 安全な容器包装材料 | ： 出荷時の包装形態で保管し、他の容器に移し替えて、保管しないこと。 容器には GHS ラベル等の製品名や貯蔵又は取扱い上の注意を記したラベルを貼付しておく。 |

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度等

| | |
|---|--|
| 管理濃度（労働安全衛生法） | ： スチレン： 20 ppm 特定粉じん作業に該当する場合の管理濃度の計算式： $E = 3.0 / (1.19Q + 1)$ E： 管理濃度 (mg/m ³) , Q： 当該粉じんの遊離けい酸含有率 (%) 粉じん障害防止規則の別表 2 で定める特定粉じん作業に該当する場合は、作業環境測定を行うこと。 |
| 濃度基準値（労働安全衛生法） | ： 未設定 |
| 目標濃度（吸入性粉じん） (労働安全衛生法 基安発 1024第1) | ： 2 mg/m ³ (無機物または有機物の吸入性粉じんで他に管理濃度が設定されていない物質) |

| | |
|----------------------------|---|
| 日本産業衛生学会 ACGIH (2018年版) | : スチレン: 10ppm (42.6 mg/m ³) (2022年提案) 、経皮吸收 : スチレン : TWA = 20 ppm、STEL = 40 ppm |
| 設備対策 | : 防爆型の電気・換気・照明機器を使用すること。 本製品を貯蔵・保管、ないし、取扱う作業場には洗眼器と安全シャワー等を設置する。 貯蔵・保管場所および取扱い作業場には、排気装置等を設置する。 粉じんや溶剤蒸気が発生する場合、全体換気装置を設置する。 粉じんや溶剤蒸気が多量に発生する箇所には、局所排気装置（集じん機）を設置して、作業位置における空気中の有害物質濃度を管理濃度や許容濃度以下に保つようとする。 |
| 保護具 | |
| 呼吸用保護具 | : 設備対策を施しても、なお空気中の有害物質が管理濃度又は許容濃度を超えることが懸念される場合は、有機ガス用防毒マスク、送気マスク、自給式呼吸器などを適切な呼吸用保護具を着用する。 |
| 手の保護具 | : 本製品は皮膚刺激性および皮膚感作性物質のため、不浸透性で耐油性の保護手袋を着用する。 |
| 眼及び／又は顔面の保護具 | : 本製品は眼刺激性物質のため、保護眼鏡、側板付き普通眼鏡、ケミカルゴーグルを着用する。 |
| 皮膚及び身体の保護具 | : 本製品は皮膚刺激性および皮膚感作性物質のため、不浸透性の長袖作業衣（帯電防止型）及び保護靴（帯電防止型）を着用する。 |
| 特別な注意事項 | : なし |

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|-------------------|--|
| 物理状態 | : 固体（シート状） |
| 色 | : 無色透明～薄黄色透明 |
| 臭い | : 特有の臭い（スチレン臭） |
| 融点／凝固点 | : -30.6°C (スチレン) |
| 沸点又は初留点及び沸点範囲 | : 145°C (スチレン) |
| 可燃性 | : 可燃性物質、消防法の指定可燃物（可燃性固体類） |
| 爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界 | : 下限 : 0.9 Vol% (スチレン) 上限 : 6.8 Vol% (スチレン) |
| 引火点 | : 43.3°C (本製品) (セタ密閉式) |
| 自然発火温度 | : 490°C (スチレン) |
| 分解温度 | : データなし |
| pH | : 情報なし |
| 動粘性率 | : データなし |

| | |
|--------------------------------|--|
| 溶解度 | : 水 : 不溶 (20°C) その他の溶媒 : メタノール、エタノール、エーテルおよびアセトン等の有機溶剤に一部可溶 |
| n-オクタノール／水分配係数 (log値) | : LogPow = 3.2 (スチレン) |
| 蒸気圧 | : 700 Pa (20°C) (スチレン) |
| 密度及び／又は相対密度 | : 相対密度 (比重) 約1.1～2.5 (20°C) |
| 相対ガス密度 | : 非該当 |
| 粒子特性 | : データなし |
| その他のデータ (放射性、かさ 密度、燃焼持続性など) | : データなし |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|---|
| 反応性 | : 热、光、过酸化物等により硬化・重合反応を起こし、発熱する。 |
| 化学的安定性 | : 冷暗所では安定である。 |
| 危険有害反応可能性 | : 知見なし |
| 避けるべき条件 | : 30°C以上での長期貯蔵・保管および直射日光または紫外線強度の強い照射がある条件下での保管。 スパーク、裸火、高温熱源、摩擦、衝撃および静電気放電等 |
| 混触危険物質 | : 酸性、アルカリ性、過酸化物 |
| 危険有害な分解生成物 | : 加熱分解や燃焼時に、一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物等の有害性ガスや蒸気が発生する。 |

11. 有害性情報

成分の有害性データから判定される本製品のGHS分類結果を示した。

| | |
|----------------|--------------|
| 急性毒性 (経口) | : 国連GHS 区分 5 |
| 急性毒性 (経皮) | : 区分に該当しない |
| 急性毒性 (吸入) | : 区分に該当しない |
| 皮膚腐食性／刺激性 | : 区分 2 |
| 眼に対する重篤な損傷性／眼刺 | : 区分 2A |
| 激性 | |
| 呼吸器感作性 | : 分類できない |
| 皮膚感作性 | : 区分 1 |
| 生殖細胞変異原性 | : 区分 2 |
| 発がん性 | : 区分 1 |

| | |
|------------------------|---|
| 生殖毒性 | : 区分 1 |
| 生殖毒性（授乳に対する又は授乳を介した影響） | : 分類できない |
| 特定標的臓器毒性（単回ばく露） | : 区分 1（中枢神経系）、区分 2（肝臓）、区分 3（気道刺激性、麻酔作用） |
| 特定標的臓器毒性（反復ばく露） | : 区分 1（中枢神経系、末梢神経系、聴覚器、視覚器、呼吸器、肝臓） |
| 誤えん有害性 | : 分類できない |

12. 環境影響情報

成分の有害性データから判定される本製品のGHS分類結果を示した。

生態毒性

| | |
|----------------|--|
| 水生環境有害性 短期（急性） | : 区分 2 |
| 水生環境有害性 長期（慢性） | : 区分に該当しない |
| 残留性・分解性 | : データなし |
| 生体蓄積性 | : データなし |
| 土壤中の移動性 | : データなし |
| オゾン層への有害性 | : 分類できない |
| その他の情報 | : 本製品は環境汚染物質を含有するため、下水道、排水溝、河川、湖、海等や、大気、土壤に多量に放出してはならない。 水質汚濁防止法で定める特定施設からの排水は水質基準で規制される。下水道に排水する場合も同様に規制される。 |

13. 廃棄上の注意

| | |
|-------|---|
| 残余廃棄物 | : 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知して処理を委託する。 |
|-------|---|

| | |
|----------|---|
| 汚染容器及び包装 | 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知して処理を委託する。 |
|----------|---|

14. 輸送上の注意

国際規制

| | |
|---|--|
| 国連番号 | ： 非該当 |
| 品名（国連輸送名） | ： 非該当 |
| 国連分類（輸送における危険 有害性クラス） | ： 非該当 |
| 容器等級 | ： 非該当 |
| 海洋汚染物質（該当・非該 当） | ： 非該当 |
| MARPOL 73/78付属書II及び IBCコードによるばら積み輸 送される液体物質（該当・非 該当） | ： 本化学品を船でばら積み輸送する場合は該当する。 有害液体類物質：Y類同等の物質（スチレン） |
| 輸送又は輸送手段に関する特別 の安全対策 | 積み下ろしの際には、サイドブレーキをかけ、エンジンを停止させ 車止めを施し、作業する。 外装容器に漏れ、破損の無いことを確かめ、転倒・落下・損傷のな い ように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 |

国内規制

| | |
|-------------|--|
| 陸上規制情報 | ： 消防法（危険物）：危険物に該当しないが、指定可燃物（可燃性固 体類）に該当する。消防法および道路法等に定められている運送方 法に従う。 毒物及び劇物取締法：非該当 |
| 海上規制情報 | ： 船舶安全法：危険物船舶運送及び貯蔵規則に定められている運送方 法に従う。 |
| 航空規制情報 | ： 航空法：航空法の規定に従う。 |
| 緊急時応急措置指針番号 | ： 133 |

15. 適用法令

労働安全衛生法

- 表示物質及び通知物質（法57条及び法57条の2）並びにリストアセメント対象物質（法57条の3）
 - : スチレン：通知対象（SDS交付） \geq 0.1%、表示対象（ラベル） \geq 0.1%
 - : フタル酸ジアリル：通知対象（SDS交付） \geq 0.1%、表示対象（ラベル） \geq 1%
- 危険物（施行令別表第一）
 - : スチレン：引火性のもの
- 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準（濃度基準値設定物質）
 - : 非該当
- 有機溶剤中毒予防規則
 - : 非該当
- 特定化学物質障害予防規則
 - : スチレン：第二類物質
- 鉛中毒予防規則
 - : 非該当
- 粉じん障害防止規則
 - : 本製品は固体のため、粉じん障害防止規則の特定粉じん作業に該当する場合は規則が適用される。
- 強い変異原性が認められた物質
 - : 非該当
- がん原性に係る指針対象物質
 - : スチレン
- がん原性物質（作業記録等の30年保存対象物質）
 - : 非該当
- 皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質
 - : スチレン（裾切値 1%）
 - : フタル酸ジアリル（別名ジアリルフタラート）（裾切値 1%）
- 毒物及び劇物取締法
 - : 非該当
- 化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）
 - : スチレン：第一種指定化学物質、管理番号 240
 - : フタル酸ジアリル：第二種指定化学物質、管理番号 352
- 化学物質審査規制法（化審法）
 - : スチレン：優先評価化学物質
- 消防法
 - : 指定可燃物（可燃性固体類）
- 火薬類取締法
 - : 非該当
- 高圧ガス保安法
 - : 非該当
- 船舶安全法
 - : 可燃性物質類 可燃性物質（危規則第2, 3条危険物告示別表第1）
- 航空法
 - : 可燃性物質類 可燃性物質 施行規則第194条危険物告示別表第1
- 水質汚濁防止法
 - : スチレン：指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）
- 悪臭防止法
 - : スチレン：特定悪臭物質（施行令第1条）

| | |
|--------------------------|--|
| 大気汚染防止法 | : スチレン、フタル酸ジアリル：有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（中央環境審議会第9次答申） スチレン：揮発性有機化合物（法第2条第4項）（環境省から都道府県への通達） スチレン：揮発性有機化合物 法第2条第4項（VOC排出に関する調査報告） |
| 海洋汚染防止法 | : スチレン：危険物（施行令別表第1の4） スチレン：有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1） |
| 港則法 | : 危険物・可燃性物質（法第21条2、則第12条、昭和54年告示547別表2） |
| 特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法) | : 廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号に規定するもの（平10三省告示1号） |
| 労働基準法 | : スチレン：疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1） |

16. その他情報

引用文献：

- 1) (一般社団法人) 日本化学会編集 緊急時応急措置指針 容器イエローカードへの適用 改訂第2版 (一般財団法人日本規格協会 2006)
- 2) 日本産業衛生学会 産業衛生学雑誌 (産衛誌60巻, 2018)
- 3) ACGIH(The American Conference of Governmental Industrial Hygienists) (2018)
- 4) 独立行政法人 製品評価技術基盤機構ホームページ掲載のデータを引用
National Institute of Technology and Evaluation (NITE) <https://www.nite.go.jp/>
- 5) 中央労働災害防止協会運営 安全衛生情報センターホームページ掲載のデータを引用
<https://www.jaish.gr.jp/>
- 6) ChemWatch社 “Chem Gold II” 掲載の製品安全データシートおよび有害性情報
物質情報検索「ケムゴールドII」(ケミウォッチ社製) <https://www.chemwatch.net/ja/>

参考文献：

- 1) GHS分類結果データベース、独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ
<https://www.nite.go.jp/>

分類はJIS Z7252:2019に従い、作成はJIS Z7253:2019に従いました。

免責事項：本安全データシート (SDS) は、現時点で入手できる最新の資料、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。また、SDS中の注意事項は通常の取扱いを対象にしたもので、製品使用者が特殊な取扱いをされる場合は用途、使用法に適した安全対策を実施の上、製品を使用して下さい。本製品を推奨用途以外に使用したい場合は、仕様が用途に合致しない場合がありますので、事前に弊社へ相談して下さい。

また、当社は、SDS記載内容について十分注意を払っていますが、その内容を保証するものではありません。
この製品をそのまま、又は、他の物と混合し、海外に輸出する場合は事前に弊社にご連絡をお願いします。